

愛知芸術文化センターの建物管理及び芸術
劇場の運営（愛知県芸術劇場等運営等事業）
に関する基本的な考え方

2024年11月

愛知県

目次

1	事業の概要	1
(1)	事業の目的	1
(2)	事業方式	1
(3)	運営権対象施設及び事業場所の概要	1
(4)	事業者	2
(5)	運営期間	2
(6)	業務の範囲 -特定事業・任意事業-	2
(7)	利用料の収受と費用負担	5
(8)	運営権対価	5
2	要求水準	5
3	県と事業者のリスク分担の基本的な考え方	6
4	ガバナンス	6
5	事業者の募集及び選定に関する事項	6
(1)	募集・選定方法	6
(2)	審査の方法	6
6	応募者等の資格等	6
(1)	応募者等の構成	6
(2)	応募企業、応募グループの構成企業・協力企業に共通の参加資格	7
7	契約に関する基本的な考え方	7
(1)	事業の継続が困難となった場合における措置	7
(2)	事業期間終了時の手続	8
8	今後の予定	8

1 事業の概要

(1) 事業の目的

1992年10月に開館した愛知芸術文化センター栄施設（以下、「愛知芸術文化センター」という。）については、2014年度の愛知県芸術劇場等への指定管理者制度の導入を契機として、利用者サービスの向上や、より質の高い舞台芸術の創造・発信を実現した一方、充実した施設機能や名古屋「栄・都心部」という恵まれた立地を生かしきれておらず、美術館の企画展や劇場の公演時以外の人流が少なく、また、愛知芸術文化センターの存在感を十分に発揮できていない等の課題を抱えている。

さらに、愛知県芸術劇場については、主催事業の再構成や戦略的に公演を誘致する貸館事業の柔軟化により、劇場としてのブランドイメージやプレゼンスを一層向上させる余地がある。

こうした課題を解消し、開館30年を過ぎた愛知芸術文化センターの今後の一層の活性化を図るため、愛知芸術文化センターの建物管理及び愛知県芸術劇場の運営手法として、民間事業者のノウハウ等を最大限に活用することを目的として公共施設等運営権（コンセッション）方式を導入することとし、愛知芸術文化センターの建物と愛知県芸術劇場の運営・維持管理を一体化することにより、利用者サービスの更なる向上と効率的かつ効果的な運営を実現する。

(2) 事業方式

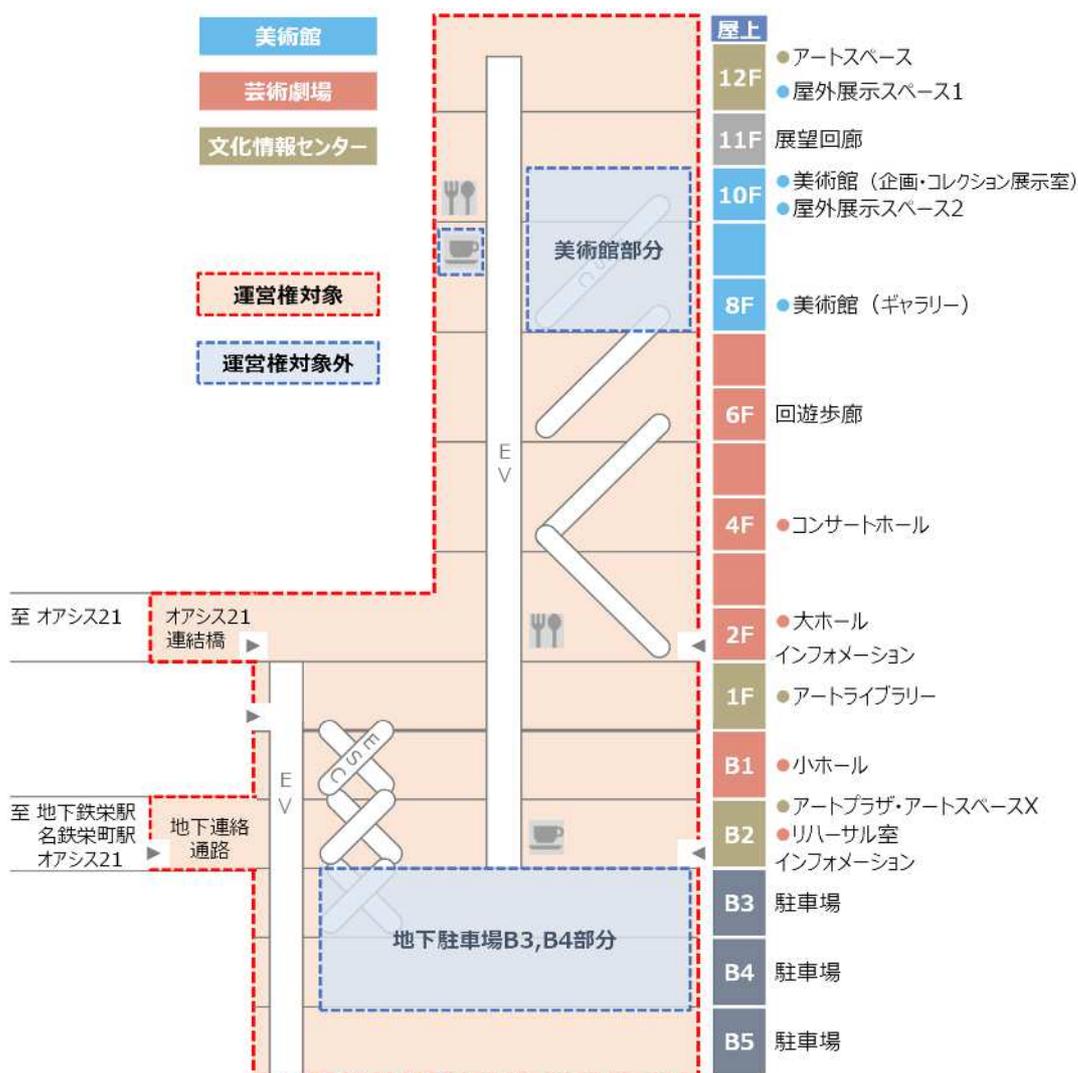
県が、事業者に対して、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）に基づく公共施設等運営権（コンセッション）方式により、愛知芸術文化センターの運営権（料金徴収権限等）を設定する。

事業者の使用許可権限を付与するため、公の施設の指定管理者制度（地方自治法第244条の2第3項）を併用する。

(3) 運営権対象施設及び事業場所の概要

- ・運営権対象施設：愛知芸術文化センター
- ※ 愛知芸術文化センター条例（平成3年愛知県条例第2号）第1条第2項に掲げる芸術文化の振興及び普及を図るための施設として、名古屋市東区に設置されている施設（愛知県美術館、地下3・4階駐車場を除く。）
- ・事業場所：名古屋市東区東桜一丁目13番2号
- ・敷地面積：約2.5ha
- ※ 本施設は名古屋市から都市公園法第5条に基づく公園施設設置許可を受けている。本事業期間中も県はこれを維持するものとする。

図 運営権対象施設のイメージ



(4) 事業者

事業者については、複数の企業によって構成される企業グループ（以下「応募グループ」という。）、又は、単体企業（以下「応募企業」という。）により設立された特別目的会社（SPC）を想定している。

(5) 運営期間

運営期間は15年以上を想定している。

なお、詳細については、今後、募集要項等において示す。

(6) 業務の範囲 -特定事業・任意事業-

業務範囲は以下のとおりとする。愛知芸術文化センターの更なる魅力向上や賑わい創出の実現に向けて、各業務の具体的な内容や追加的に実施すべき業務

等について、応募者（「6 応募者等の資格等」に規定するものをいう。）からの提案を求めることとする。

業務の対象施設は、「1（3） 運営権対象施設及び事業場所の概要」に示す運営権対象施設とする。但し、以下の(b) 愛知芸術文化センター全体の維持管理業務については、愛知県美術館部分も対象とする。

詳細については、今後、募集要項等において示す。

① 特定事業

特定事業は次の(a)から(e)とする。

(a) 統括管理業務

- ・ 統括マネジメント業務
- ・ 総務・経理業務
- ・ 事業評価業務

(b) 愛知芸術文化センター全体の維持管理業務

- ・ 建築物保守管理業務
- ・ 建築設備保守管理業務
- ・ 修繕業務
- ・ 清掃業務
- ・ 環境衛生管理業務
- ・ 警備業務
- ・ 植栽維持管理業務
- ・ 外構管理業務
- ・ システムの維持管理業務
- ・ その他業務（光熱水費の支払い等）

(c) 愛知県芸術劇場の運営業務

(i) 戦略企画及びその実施に係る業務

- ・ 多様な主催者と連携した年間公演計画の検討に係る業務（外部主催者が事業者と連携せず、独自に企画する貸館利用についても、十分な日数を確保できるよう配慮する。詳細は、募集要項等において示す。）
- ・ 創造発信・鑑賞事業の主催に関する業務
- ・ 中長期的な戦略企画に資する公演等の誘致に係る業務
- ・ 公益財団法人愛知県文化振興事業団との連携に関する業務

(ii) ホールの利用等に関する業務

- ・ ホールの貸出に係る業務（利用受付、料金収受、利用調整、備品貸出等）

- ・その他利用率の向上に関する業務

(d) 愛知芸術文化センター全体の活性化に関する業務

(i) 施設・空間及び敷地を有効活用した業務

- ・ホール以外の貸出に係る業務（利用受付、料金收受、利用調整等）
- ・飲食施設等の運営
- ・ホール以外の利用率の向上に関する業務
- ・施設の設置目的の達成に資する催事の誘致に係る業務
- ・センター内の各施設・空間における取組に関する一体的な情報発信・広報等

※ 現状、十分に利活用されていない施設・空間の積極的な活用に関する提案を募る。詳細については、今後、募集要項等において示すが、現状の用途には必ずしも限定されない。

(ii) 愛知県美術館や近隣施設等と連携して実施する業務

(iii) そのほか施設の利用等に関する業務

- ・来館者受入業務（館内案内、利用案内等）
- ・県民等に対する文化芸術に関する情報の発信・提供

(e) 運営事業開始準備業務

② 任意事業

応募企業及び応募グループの構成企業、協力企業又はこれらが出資する会社（事業者を含む）は、運営期間中、計画地において、都市公園法第2条第2項第7号の政令で定める便益施設（飲食店、売店、宿泊施設等）等の都市公園の効用を全うする公園施設の設置運営等、本事業の特定施設の価値を高め、相乗効果が期待できる事業について、関係法令を踏まえた上で、必要に応じて任意に事業を行うことができる。任意事業に係る費用については、原則として事業者の負担とし、契約に特段の定めがある場合を除き、県は負担しない。

任意事業は次の(a)から(c)とする。

- (a) 普及啓発事業
- (b) 人材養成事業
- (c) その他事業

③ 留意すべき点

特定事業及び任意事業の実施にあたっては、県、愛知県美術館、公益財団法人

愛知県文化振興事業団及び国際芸術祭「あいち」組織委員会が行う芸術文化事業について、施設の利用調整や広報協力等の連携が求められる。

特に、愛知県芸術劇場の運営にあたっては、公益財団法人愛知県文化振興事業団が行う業務と連携すること。詳細については、今後、募集要項等において示す。

なお、愛知県県民文化局文化部文化芸術課国際芸術祭推進室及び公益財団法人愛知県文化振興事業団については、愛知芸術文化センター内に、引き続き事務室を設置することとする。

(7) 利用料の収受と費用負担

① 利用料金

利用料金については、条例に従って事業者が設定し、自らの収入として徴収することを想定している。

② 費用負担

特定事業の統括管理業務、愛知芸術文化センター全体の維持管理業務、愛知県芸術劇場の運営業務、愛知芸術文化センター全体の活性化に関する業務及び運営事業開始準備業務に係る費用のうち、実施契約に定められた範囲内の費用を県が負担し、それ以外の費用を事業者が負担することを想定している。詳細については、今後、募集要項等において示す。

③ 費用負担の範囲

事業者は統括管理業務、愛知芸術文化センター全体の維持管理業務、愛知県芸術劇場の運営業務、愛知芸術文化センター全体の活性化に関する業務及び運営事業開始準備業務について、県が定める上限額範囲内において、県による負担総額及び各年度の負担額を提案書類において提案しなければならない。県は、提案された各年度の負担額を、実施契約に定める手続に従い支出する。

なお、県が定める負担額の上限額は、今後、募集要項等において示す。

(8) 運営権対価

上記「(7) ② 費用負担」の考えに基づき、運営権対価の提案を募る。

2 要求水準

県は、事業者によって、施設の適切な運営等が実施されることを要求水準として定める。

本事業において実施する業務の詳細な要求性能等については、今後、募集要項等において示す。

3 県と事業者のリスク分担の基本的な考え方

予想されるリスク及び県と事業者の責任分担については、契約書（案）として、今後、募集要項等において示す。

契約の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又は契約に特別の定めのない事項について疑義が生じたときは、県及び事業者は、誠実に協議のうえ、リスク分担を決定するものとする。

4 ガバナンス

県及び事業者の双方による本事業のガバナンスの枠組を構築する予定である。詳細については、今後、募集要項等において示す。

5 事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 募集・選定方法

民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮したうえで、公募型プロポーザル方式を採用することを想定している。

(2) 審査の方法

提案の審査は、学識経験者等で構成する愛知県芸術劇場等運営等事業 PFI 事業者選定委員会（仮称）（以下、「委員会」という。）を設置して実施するものとする。資格審査においては、応募企業又は応募グループが、「6 応募者等の資格等」に規定する応募者等の資格を満たしていることを確認する。提案審査においては、資格審査を通過した応募者を対象に、提案内容の審査を行う。

6 応募者等の資格等

(1) 応募者等の構成

応募者は、本事業に係る業務を実施する予定の応募企業又は応募グループとする。応募グループにより応募する場合、構成企業の中から代表企業を定めるものとする。また、参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続を行うものとする。

本事業に係る業務は、事業者が自ら実施するか、事業者から応募グループの構成企業又は協力企業に委託されるものとし、参加表明書において、応募グループの構成企業及び協力企業の企業名と、それぞれが携わる業務を明記することとする。

応募企業、応募グループの構成企業及び協力企業、並びにこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者は、他の応募企業並びに応募グループの構

成企業及び協力企業として参加できないものとする。「資本面若しくは人事面において関連がある者」の詳細な定義は、今後、募集要項等において示す。

(2) 応募企業、応募グループの構成企業・協力企業に共通の参加資格

応募企業、構成企業及び協力企業のいずれも、少なくとも以下のア～カの全ての要件を満たしていることを要する。なお、外国法人の場合、以下のうちウについて、その適用法令において同等の要件を満たしていると県が確認できることが必要である。

詳細については、今後、募集要項等において示す。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていない者であること。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続き開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、更生手続き開始又は再生手続き開始の申立てをなされなかった者とみなす。

エ 本事業のアドバイザー業務に関わっている法人又はその子会社及びこれらの者と資本面若しくは人事面において関連しない者であること。

「本事業のアドバイザー業務に関わっている法人」については、今後募集要項等において示す。

オ 委員会の委員が属する企業、又はその企業と資本面若しくは人事面において関連しない者であること。

カ 財務状況が著しく不健全であると認められない者であること。

このほか、応募企業、応募グループの構成企業及び協力企業は、県が別途定める要件を満たしていることを要する。詳細については、今後、募集要項等において示す。

7 契約に関する基本的な考え方

(1) 事業の継続が困難となった場合における措置

県は、事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保する

ため、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定めるものとする。詳細については、募集要項等において示す。

(2) 事業期間終了時の手続

① 運営権

運営権設定対象施設の運営権の存続期間の終期（事業期間の延長がなされた場合は当該延長後の事業終了日。以下、本号において同じ。）をもって当然に消滅する。

② 運営権設定対象施設

事業者は、運営権の存続期間の終期の翌日又はそれ以降で県が指定する日のいずれかの日に、運営権設定対象施設を県又は県の指定する者（以下、「県等」という。）に引き渡さなければならない。

なお、本事業の実施のために事業者が所有する資産については、全て事業者の責任及び費用負担で処分しなければならない。

③ 任意事業

応募企業、及び応募グループの構成企業、協力企業、又はこれらが出資する会社（事業者を含む）は、県と協議する。

④ 業務の継続及び引継

県等への業務の引継は、運営期間内に行うものとする。

なお、事業者は、本事業が円滑に継続されるように適切な引継業務を行うとともに事業者の引継業務に係る費用は自らが負担しなければならない。

8 今後の予定

以下のスケジュールを予定している。

- ・ 2024年11月21日（木）正午 「基本的な考え方」に対する意見募集締切
- ・ 2025年1月以降 実施方針公表、特定事業選定、募集要項等公表、提案締切、優先交渉権者決定、実施契約締結

以上